

第 1 章

プランの策定にあたって



① プラン策定の経緯

わが国においては、1999（平成11）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、「男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国を活力ある社会にするための最重要課題」と位置づけられ、全省横断的に男女共同参画の取組が進められています。2010（平成22）年には実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

本市では、2002（平成14）年に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、2008（平成20）年には男女共同参画をめぐる社会状況の変化に対応するために改訂を行い、男女平等参画をめざしてさまざまな取組を実施しています。

現行の「改訂 せんなん男女平等参画プラン」は、2011（平成23）年度で計画期間が満了になることから、2010（平成22）年には「泉南市女性の就労実態調査」を行い、また、「泉南市男女共同参画推進懇話会」のもとで討議を重ねた上で、「第3次せんなん男女平等参画プラン」を策定します。

② プランの位置づけ

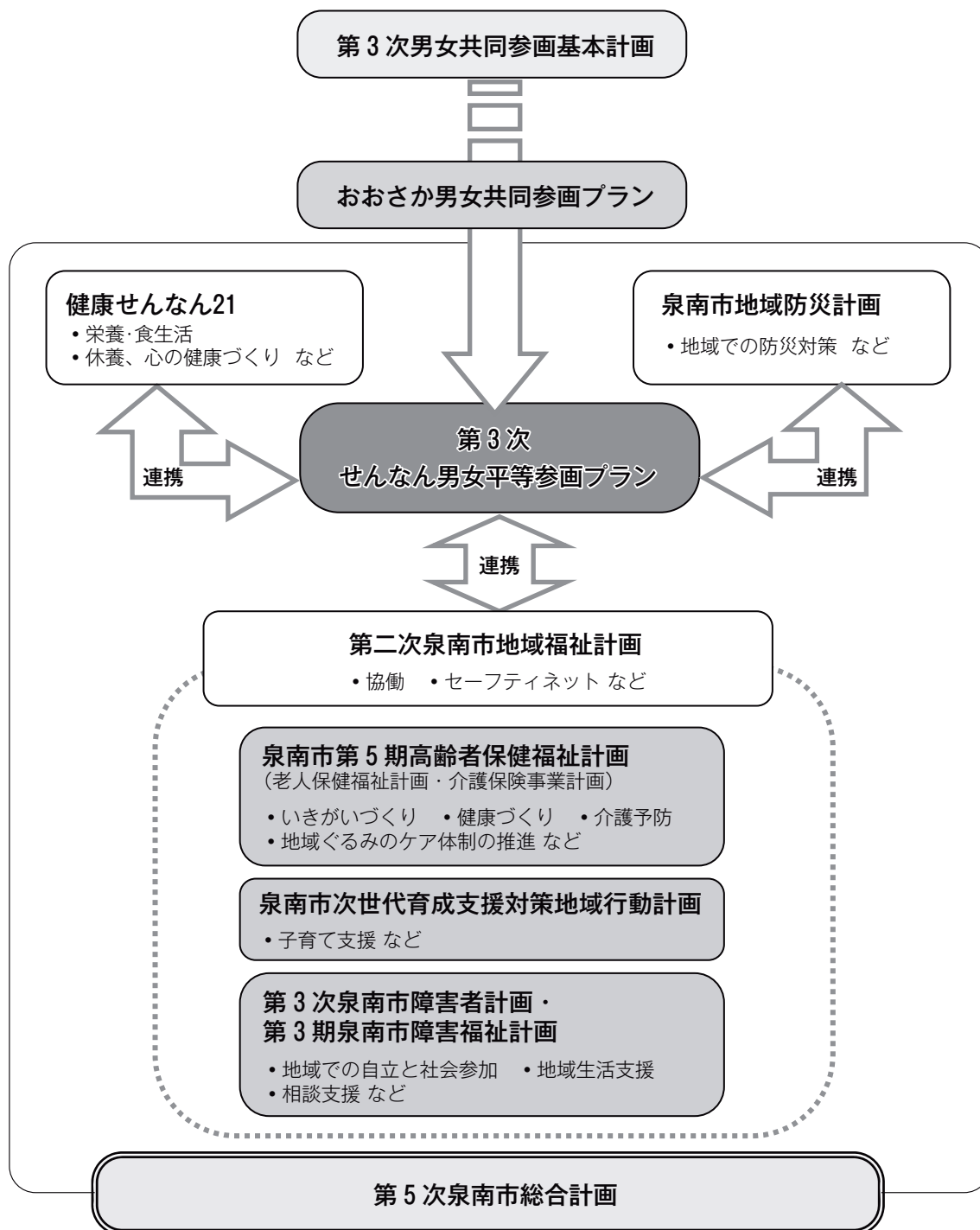
- 1 このプランは、泉南市総合計画の部門別計画で、「次世代育成支援対策地域行動計画」などの各分野にわたる計画との整合性を図り策定しています。
- 2 このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画で、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」を踏まえ、地域性に即した内容を盛り込んだプランです。
- 3 このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とするものです。

●男女共同参画社会基本法

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」をつくっていくために、総合的、計画的に取り組む基本となる法律で、1999（平成11）年6月に制定、施行された。この法律は、①「男女の人権の尊重」、②「社会における制度又は慣行についての配慮」、③「政策等の立案及び決定への共同参画」、④「家庭生活における活動と他の活動の両立」、⑤「国際的協調」の5つの基本理念を掲げ、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、行政の施策の方向を定めている。

この法律に基づいて、2000（平成12）年12月には、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示した「男女共同参画基本計画」が策定された。ここでは、「男女共同参画社会」とは、「男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。

他計画との関係（イメージ図）



③ プランの期間

本プランの期間は、2012（平成24）年度から2021（平成33）年度までの10年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、5年をめぐりに計画の見直しを行うものとしてします。

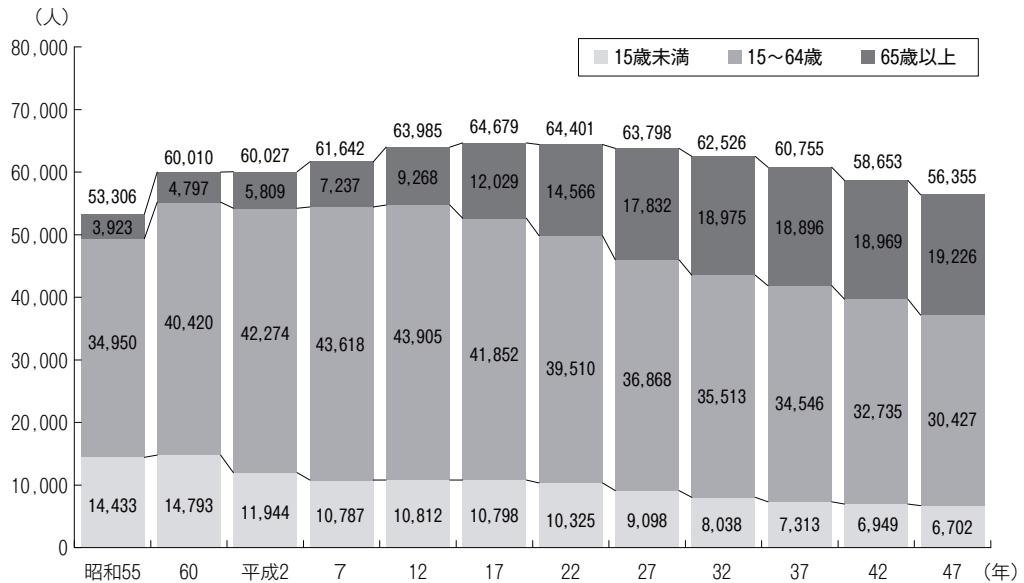
4 プラン策定の背景

1) 人口減少社会と少子・高齢化の進行

泉南市では、2005（平成17）年にピークを迎えた人口はその後減少に転じます。また、少子・高齢化の進行によって、生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）の急速な増加が予想されています。高齢者においては、女性が約70%を占めています。

少子・高齢化は、家族形態にも変化を及ぼし、単独世帯、夫婦のみ世帯が増加しています。

図1 年齢3区分別人口の推移（推計含む）（泉南市）



※平成22年までは実績値、平成27年以降は推計値
資料：総務省「国勢調査」（昭和55～平成22年） 国立社会保障・人口問題研究所（平成20年12月推計）（平成27～47年）

図2 性別にみた65歳以上の単独世帯数の推移（泉南市）

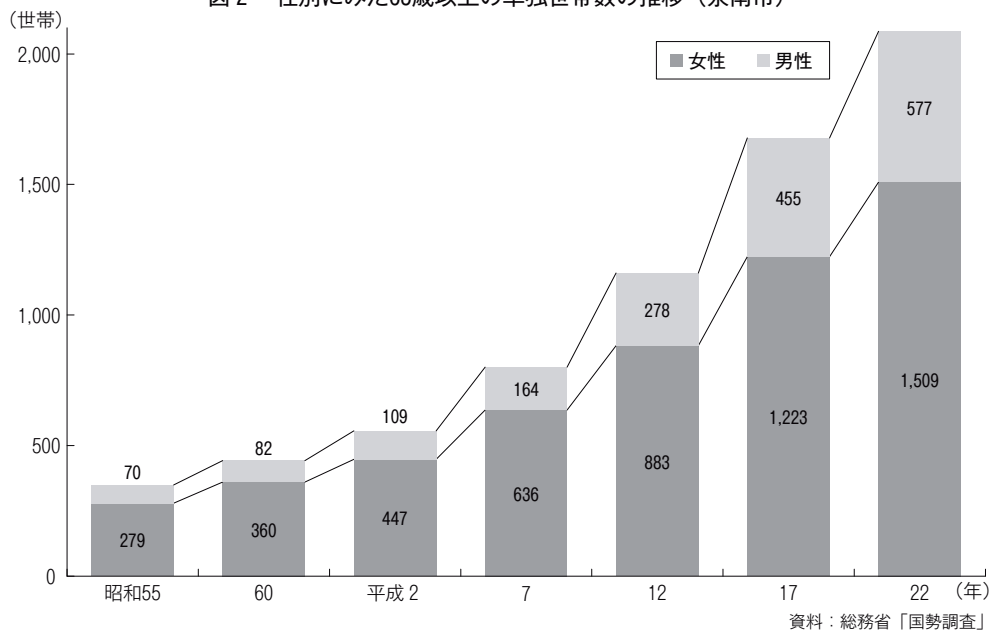
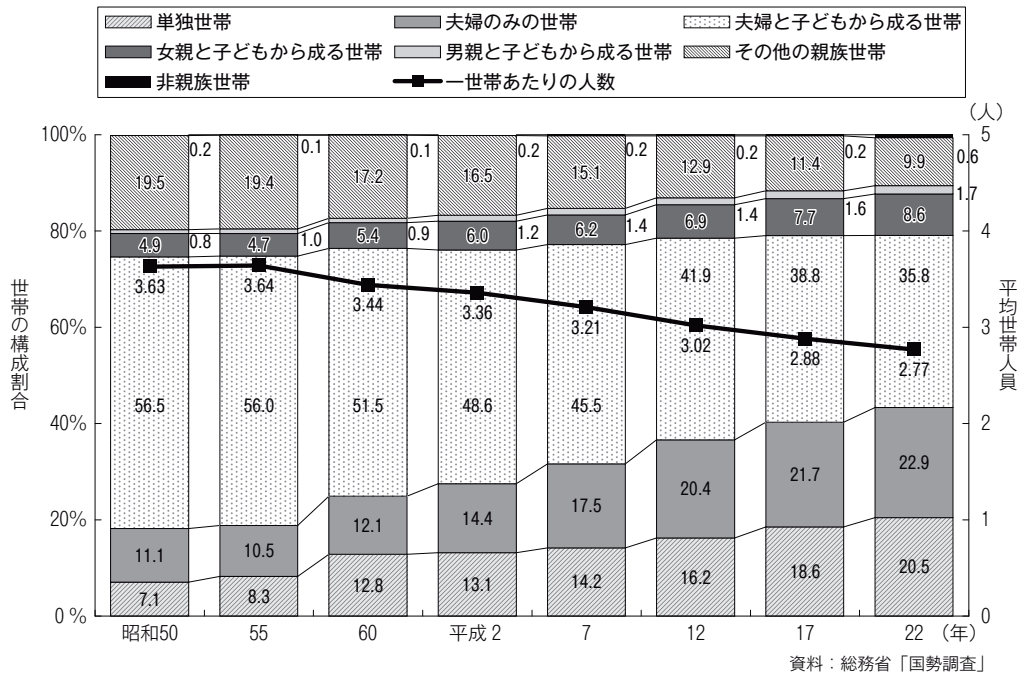


図3 世帯類型別割合と一世帯あたりの人数の推移（泉南市）



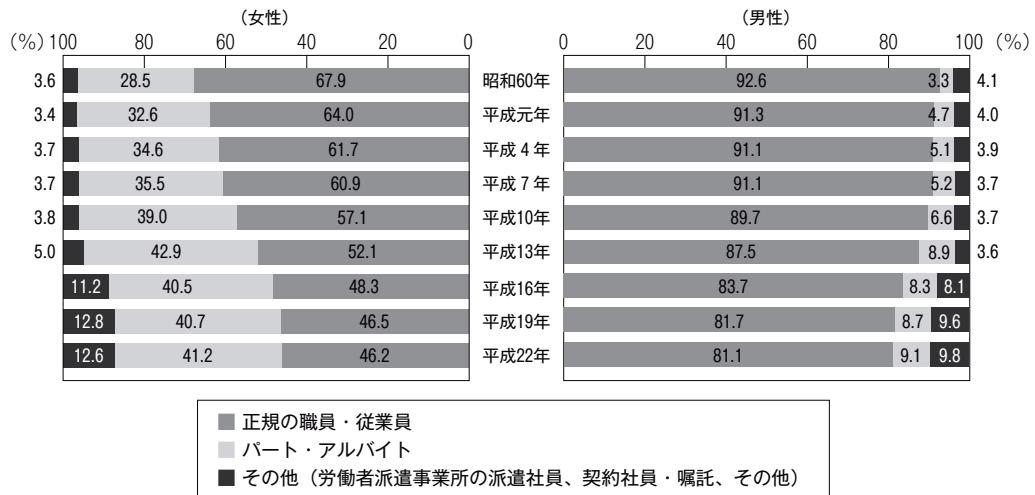
2) 経済情勢・雇用情勢の変化

2008（平成20）年秋の世界規模の金融危機以降、日本経済は低迷を続け、未だ回復の兆しが見えていません。それに伴い女性ばかりでなく男性の非正規雇用者の増加が社会問題化しています。

特に女性の場合は、1985（昭和60）年には67.9%であった「正規の職員・従業員」の割合が、2010（平成22）年には46.2%に減り、非正規雇用者の割合が半数を超えています。

非正規雇用は雇用不安の問題であると同時に、高齢期の経済力に影響を与えます。

図4 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（全国）



※昭和60年から平成13年は、総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。

資料：内閣府「平成23年版男女共同参画白書」

3) 変わる意識

「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方に同感しない割合は、大阪府の調査では女性、国の調査では男女ともに半数を超えています。

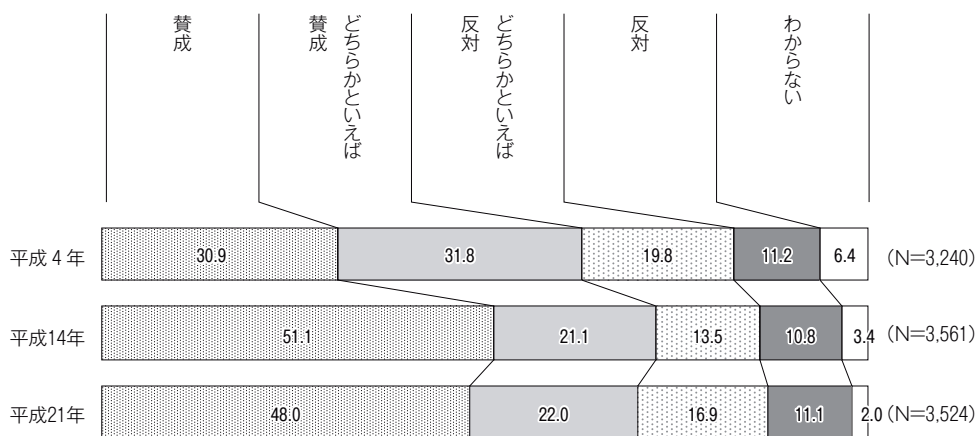
また、結婚については、個人の自由とする割合が17年前に比べて増加しており、意識の上での変化がみられます。

表1 大阪府調査／世論調査との比較 性別役割分担意識について

	女 性					男 性				
	全体 (N)	賛成 (%)	どちらかといえば賛成 (%)	反対 (%)	どちらかといえば反対 (%)	全体 (N)	賛成 (%)	どちらかといえば賛成 (%)	反対 (%)	どちらかといえば反対 (%)
男女共同参画に関する府民意識調査 (大阪府 平成21年)	382	4.2	42.7	32.5	20.4	298	7.0	49.7	27.9	14.4
男女共同参画社会に関する世論調査 (内閣府 平成21年)	1,730	9.5	27.8	26.6	32.0	1,510	11.9	34.0	20.7	30.4

※「わからない」は省略

図5 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方の推移



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」